○議長(明和善一郎君) これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑 を行います。

通告順に発言を許します。

6番 川崎和夫君。

○6番(川崎和夫君) おはようございます。

まず、質問に入る前に、舟橋小学校6年の児童の皆さん、舟橋村議会の質問ということで、皆さんに舟橋村の議会がどういうふうなことをやっているのか、それを感じ取ってもらえば幸いと思います。

それでは、通告してあります特定空き家について質問したいと思います。

総務省の発表で、2013年10月時点での日本の空き家の数は約820万戸あると 言われております。また、7軒に1戸が空き家となって深刻な問題となってきておりま す。そのため、より一層の対策が求められております。

また、昨年2015年の国勢調査のうち、人口動向の速報で国勢調査としては初めての人口減が確認され、日本の人口は減少社会に入っていったものと思われます。

人口減少社会が到来したということは、同時にまた、世帯数の減少も今後見込まれる わけです。世帯が減っても同時に家が解体されるとは限らず、空き家として増えていく 可能性があります。

核家族が増えているため、親が高齢になっても子どもと同居する世帯は少なくなってきており、また、親が自ら子どもに負担をかけないように介護施設を利用したり、また、介護施設に入ってしまって、そのために実家が空き家になってしまう場合や、空き家への所有者の思い入れが強い場合や経済的な事情等いろんなケースが考えられます。

空き家対策として過去に何度か質問してきましたが、今回は特定空き家について質問 したいと思います。

昨年の5月26日、空き家対策特別措置法が施行され、自治体の権限が法的に位置づけられ、空き家対策が本格的にスタートしました。

倒壊のおそれや衛生上問題のある特定空き家については、自治体が立入調査や指導、 勧告、命令、代執行ができるようになり、また、所有者に対しては撤去や修繕を勧告、 命令することができるようになりました。

村としても、空き家情報バンク、舟橋村空き家等の適正管理に関する条例等いろんな 施策を実施して、それなりの実績を上げてきていると思います。 問題は、空き家といえども、社会的資源として積極的に村づくりに活用すべきであると考えますが、空き家バンク等に登録されることもなく、所有者の管理下にある物件で、 長年にわたり放置されている物件の扱いについてであります。空き家として放置される 期間が長ければ危険度が増すわけですから、古い空き家ほど対策が必要になってきます。

村としては、空き家・空き地の管理については年1回の現況調査を実施しており、現況としては地域住民の生活環境に対して問題がないと報告されているが、実際はどうであろうか。当局が実施している現況調査の判定については、地域住民とのずれがあるように感じます。

昨年の4月中旬ごろ、国重地内の空き家に不審者が出入りしている形跡があると、空き家の隣の住人より連絡がありました。すぐに関係機関に連絡をとり早い対応をお願いしましたが、過去にも窓ガラスの破損等の事故が同一家屋でありました。また、庭木が伸び放題になり、隣家に枝や落ち葉が舞い込んだり、樹木が消毒されていないため害虫の被害もありました。

空き家が適切に管理されていないために、倒壊寸前の廃屋状態の空き家もあります。 空き家への不審者の出入りや害獣、害虫等の衛生上の問題、そして火事などが発生するのではないかと地域住民は心配しているわけです。

昨年施行された空き家対策特別措置法では、具体的に市町村が行う施策までは定めておらず、基本方針を示したにすぎません。法律の制定で対策しやすくなったのは確かであります。現況調査をする場合には判断の基準となるガイドラインがあると思いますが、どのようにして調査しているのかお聞きします。また、特定空き家の判定の認定基準は何をもってするのかお聞きします。難しい問題も多々あると思いますが、今後の対応も含めて質問したいと思います。

以上です。

- ○議長(明和善一郎君) 生活環境課長 吉田昭博君。
- ○生活環境課長(吉田昭博君) 6番川﨑議員さんの空き家対策についてのご質問にお答 えいたします。

議員ご指摘のとおり、国では、適正な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、財産の保護、生活環境の保全を目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に施行いたしました。

この特措法は、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態や周辺環境の保全を 図るために放置することが不適切な空き家であると市町村が判断した場合には、特定空 き家に認定し、立入調査や指導、勧告、命令、代執行の措置を講ずることができるとな りました。

また、特定空き家として勧告された土地につきましては、固定資産税の住宅用地の特例がなくなることになり、固定資産税が最大で6倍となります。

本村ではこれに先駆け、空き家等の適正管理に関する条例を平成26年4月から施行し、空き家等の適正な管理、助言、指導と勧告等を実施しております。

議員ご指摘の空き家等の除去等に係るガイドラインにつきましては、国土交通省の「空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き」や日本建築防災協会の「被災建築物応急危険度判定マニュアル」を参考に本村ガイドラインを策定し、平成26年4月から適用しております。

また、平成27年4月から舟橋村老朽化空き家等除去支援事業費補助金交付要綱を制定いたしまして、老朽化した空き家の取り壊し等に対し、100万円を上限に除去費用の2分の1を補助する制度も実施しております。

本村の空き家等の状況について申し上げますと、現時点での要観察箇所は、空き家・空き地等を含めまして24件、うち空き家は18件であります。

平成27年度には要観察箇所の適正管理調査を2回実施しており、状況に応じまして雑草、雑木の伐採や防除を所有者などに依頼しそれぞれ対処していただいていることから、空き家等の除去等に係るガイドラインに基づく危険性の判定では、特定空き家に該当するものはありません。しかし、定期的に調査を必要とする要観察箇所は数カ所存在いたします。建物倒壊の危険性というよりも、防犯や景観などを含め、周辺の環境衛生に影響を及ぼす可能性が高い空き家であります。

本案件につきましては、現在、土地の所有者や納税管理人と対応について協議を進めておりますが、県外に居住しているケースや相続人が確定していないケースもあることから、難航しているのが現状であります。

本村といたしましては、今後も引き続き交渉を進めてまいりますが、周辺環境に影響を及ぼすことが懸念されることから、危険性の高い空き家が存在する地区におきましては、当該自治会のご理解とご協力もいただきまして、その対応について、この後協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、空き家問題は本村にとりましても大きな地域課題であり、 早急な対応が必要であると考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いい たしまして、答弁とさせていただきます。